

(平成24年1月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所における資格取得日に係る記録を昭和37年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月1日から同年5月1日まで

私は、A社発行の「退職証明書」を所持しており、当該証明書には、同社の入社日が昭和37年2月1日と記載されている。

しかし、オンライン記録では、私のA社B出張所における厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和37年5月1日となっていることに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「人事個人票」には、申立人の同社における入社日は、昭和37年2月1日と記載されている。

また、A社は、「人事個人票に入社日（昭和37年2月1日）が記載されているのであれば、当該入社日から正社員として雇用しており、申立期間の給与から厚生年金保険料を控除していたと考えられる。」としている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社B出張所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B出張所における昭和37年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は、申立てどおりの届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 37 年 2 月から同年 4 月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成14年12月1日から18年9月1日までの期間、19年6月1日から同年7月1日までの期間、20年10月1日から同年11月1日までの期間及び21年2月1日から同年3月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、14年12月から15年3月までは24万円、同年4月から18年3月までは26万円、同年4月から同年8月までは34万円、19年6月は34万円、20年10月は22万円、21年2月は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①のうち、平成18年9月1日から19年6月1日までの期間に係る標準報酬月額は、事後訂正の結果30万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の20万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額（34万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（20万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑦までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年8月9日は30万円、同年12月10日は30万円、16年8月10日は25万円、同年12月10日は35万円、17年8月10日は25万円、同年12月10日は35万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 12 年 4 月 1 日から 21 年 3 月 1 日まで
② 平成 15 年 8 月 9 日
③ 平成 15 年 12 月 10 日
④ 平成 16 年 8 月 10 日
⑤ 平成 16 年 12 月 10 日
⑥ 平成 17 年 8 月 10 日
⑦ 平成 17 年 12 月 10 日
⑧ 平成 19 年 12 月 10 日
⑨ 平成 20 年 8 月 9 日
⑩ 平成 20 年 12 月 10 日

申立期間①について、私は、A社に勤務しており、私が所持している給料支払明細書によれば、給与総支給額は、オンライン記録上の標準報酬月額より高額となっている期間があるので、申立期間①の標準報酬月額を訂正してほしい。

また、申立期間②から⑩までについて、賞与の記録も欠落しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書及び源泉徴収票において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①のうち、平成 14 年 12 月から 15 年 3 月までは 24 万円、同年 4 月から 18 年 3 月までは 26 万円、同年 4 月から同年 8 月までは 34 万円、19 年 6 月は 34 万円、20 年 10 月は 22 万円、21 年 2 月は 22 万円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、平成 12 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間、19 年 7 月 1 日から 20 年 10 月 1 日までの期間及び同年 11 月 1 日から 21 年 2 月 1 日までの期間については、前述の給料支払明細書及び源泉徴

収票により、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、申立人のオンライン記録上の標準報酬月額と同額又は低額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、前述の給料支払明細書及び源泉徴収票において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該資料において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①のうち、平成 18 年 9 月 1 日から 19 年 6 月 1 日までの期間については、オンライン記録によれば、申立人の標準報酬月額は、当初 20 万円と記録されたが、当該期間に係る政府の保険料の徴収権が時効により消滅した後の 21 年 7 月 10 日に 20 万円から 30 万円に訂正されているところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（30 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（20 万円）となっている。

しかしながら、前述の給料支払明細書により、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額（34 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の標準報酬月額については、34 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間②から⑦までについては、申立人から提出された賞与に係る給料支払明細書及び源泉徴収票により、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認

定することとなる。したがって、申立人の標準賞与額については、前述の賞与に係る給料支払明細書及び源泉徴収票において確認又は推認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、平成 15 年 8 月 9 日は 30 万円、同年 12 月 10 日は 30 万円、16 年 8 月 10 日は 25 万円、同年 12 月 10 日は 35 万円、17 年 8 月 10 日は 25 万円、同年 12 月 10 日は 35 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

4 一方、申立期間①のうち、平成 12 年 12 月 1 日から 14 年 12 月 1 日までの期間については、B 市から提出された「市民税・県民税の課税状況回答書」によれば、当該期間の給与総収入額は確認できるものの、社会保険料等の控除額については確認することができない。

また、事業主は、賃金台帳等の関連資料を紛失したとしており、同僚に照会しても、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できない。

申立期間⑧から⑩までについては、前述の源泉徴収票等によれば、当該期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていないことが認められる。

このほか、申立期間①のうち平成 12 年 12 月 1 日から 14 年 12 月 1 日までの期間及び申立期間⑧から⑩までについて、申立人の主張する標準報酬月額又は標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について申立人がその主張する標準報酬月額又は標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与又は賞与から控除されていたことを認めることはできない。

福島厚生年金 事案 1301 (事案 1229 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年10月1日から62年9月1日まで
② 昭和63年10月1日から平成元年4月21日まで

A社に入社してから退職するまで給与が減額された記憶は無いにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額が減額されているのは納得できないので記録を訂正してほしいと年金記録確認の申立てを行ったところ、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない旨の回答をもらった。

しかし、その後、同職種であった複数の同僚に事情を聞いたところ、当該複数の同僚は、「何か月も続けて給与が3万円も減額されたことは無い。」としており、自分だけが減額されていることはやはり納得できない。再度調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社の承継事業所であるB社は、「申立期間当時の資料は処分したため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況は不明である。」としていること、ii) 厚生年金基金が保管する申立人の「厚生年金基金加入員台帳」に記録されている申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していること、iii) 申立人と同様に標準報酬月額が減額となっている同僚3人が所持する申立期間の給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額は、当該同僚3人のオンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額と一致していることが確認できること、iv) 申立人の厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録を確認しても、標準報酬月額が遡って訂正されている等の不自

然な記録は見当たらないこと、v) 申立期間に係る給与明細書等の関連資料は無く、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき平成 23 年 8 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、同職種であった複数の同僚から、何か月も続けて給与が 3 万円も減額されたことは無かったと聞いたことから、記録を訂正してほしいと申し立てている。

しかしながら、厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によれば、申立人が新たに名前を挙げた同僚 6 人の標準報酬月額については、申立期間又はその前後の定時決定において、申立人と同様に、減額となっている状況が確認できる上、当該同僚 6 人に照会しても、申立期間に係る給与明細書等を所持している者は無く、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び回答を得ることもできなかった。

また、前述の同僚 6 人を含む申立人と同職種の複数の同僚に係る標準報酬月額の推移と比較しても、申立人の記録のみが特に不自然となっている状況は確認できない。

さらに、申立人の雇用保険支給台帳の離職時賃金日額により算出した申立期間②に係る報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。

これらのことから、申立人の主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。